

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という。）第4条に則り、登録医療機関を適正に管理することを目的として定めるものとする。

(登録医療機関の申請)

第2条 登録医及び登録医療機関の申請は、運営管理規程趣旨に賛同し、地域医療支援事業登録申請書（別紙第1号様式）をもって届出した医療機関とする。

2 地域医療支援事業登録申請は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会（以下「総合患者支援センター運営委員会」という。）において協議し、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得て取り進める。

3 登録医療機関の変更及び追加は、総合患者支援センター運営委員会において協議し、運営委員会の承認を得て取り進める。

(登録医療機関の項目変更)

第3条 登録医療機関から内容変更の連絡があった場合は、登録医療機関の情報変更申請書（別紙第2号様式）を提出いただき、総合患者支援センター運営委員会並びに運営委員会へ報告する。

(登録医療機関の取消し)

第4条 登録医療機関との地域医療支援事業の推進活動が困難と判断した場合は、総合患者支援センター運営委員会において協議し、運営委員会の承認を得て取り消すものとする。

(登録医療機関の辞退)

第5条 登録医療機関からの辞退申請があった場合は、当該理由をもとに総合患者支援センター運営委員会において協議し、運営委員会の承認を得て受理するものとする。

(登録医療機関の管理)

第6条 埼玉医療センター総合患者支援センター医療連携部門は、登録医療機関との支援事業に関わる連携活動状況を管理することとし、総合患者支援センター運営委員会において運営する。

(登録医療機関の情報公開)

第7条 運営管理規程第13条に則り、埼玉医療センター正面玄関のインフォメーション及びホームページに掲載する。

(細則の改廃)

第8条 本細則の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第15号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第19号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第5号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）